

国立大学法人群馬大学経営戦略本部規程

令和 4. 3. 1 制定

改正 令和 5. 4. 1 令和 5.10. 1

(目 的)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本法人」という。）に、本法人の大学経営、教育研究及び社会貢献に関する戦略を策定するため、国立大学法人群馬大学経営戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

(業 務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学改革に関する戦略的施策の提案及びその推進に関すること。
- (2) 大学経営、教育研究及び社会貢献に関する方策の策定に関すること。
- (3) 大学経営、教育研究及び社会貢献に係る情報の収集、分析に関すること。
- (4) 大学経営、教育研究及び社会貢献に係る重要事項に関すること。
- (5) その他大学の運営に係る重要事項に関すること。

(構 成)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) その他学長が指名する者

2 本部に次に掲げる組織を置く。

- (1) 企画戦略室
- (2) 経営 I R 室
- (3) 国際展開推進室
- (4) 学長補佐室
- (5) その他学長が設置する組織

3 前項の組織に関して必要な事項は、別に定める。

(本部長等)

第4条 本部長は、学長をもって充て、本部の業務を掌理する。

2 副本部長は、前条第1項第2号の者のうち学長が指名する者を充て、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(会 議)

第5条 本部に、経営戦略本部会議を置く。

2 前項の会議に関して必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第6条 本部の事務は、関係部課等の協力を得て、総務部企画評価課において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。